



大雪地区広域連合  
**保険料第2期分の納期は11月30日(水)です。**  
 国民健康保険料および介護保険料の第3期分の納期限が11月30日(水)となっておりますので、お忘れの無いようお願いいたします。

また、口座振替をご利用されている方は今一度、残高のご確認をお願いいたします。  
 納入が遅れますと、督促状や催告状の送付対象となり、延滞金が増加されることもあり、(残高不足等で口座引落しができなかった場合も含みます。)  
 保険料納入には、便利な口座振替をお奨めします。

保険料納入についてのご相談は、大雪地区広域連合 ☎82-2111 内線562・564(まで)ご連絡ください。



### 社会福祉協議会

温かい善意  
 ありがとうございます  
 9月14日から10月15日まで

会福祉事業にご寄付をいただきました方は、次のとおりです。  
 《ご香典の返礼にかえて》

- 東京都 佐野 昇逸 様
  - 9 区 北川 勇一 様
  - 西 区 関口 ハル 様
  - 西町3丁目 山崎キヨノ 様
  - 東京都 佐渡 伸二 様
  - 北町3丁目 村瀬 慎治 様
  - 21 区 大楠 久榮 様
- 今月のくらしの相談日の「ご案内」  
 町民のみなさんの困っていることなど、相談日を設けて毎月第3木曜日午後1時30分から4時まで社協相談室で相談にのじています。今月の相談日と相談員は次のとおりです。

11月17日 尾池 隆 男



### 北海道高齢者総合相談センター お年寄りと家族の悩みごと心配ごとお受けします

お年寄りや家族の悩み、心配ごと、生きがい活動など生活全般にわたる相談をお受けします。相談によっては、各種関係機関団体への調査・照会を行ない、きめ細かく対応します。  
 開設日 月曜日から金曜日ただし祝日、年末年始(12月28日か

ら1月4日)を除く。  
 開設時間 午前9時から午後5時  
 相談料 無料  
 電話 011-251-2525  
 一般相談 一般相談員がお受けいたします。  
 専門相談 医療、法律、年金の3分野に関する専門家が相談をお受けします。(事前予約制)



### 旭川地方司法局 全国一斉女性の人権ホットラインを開設します

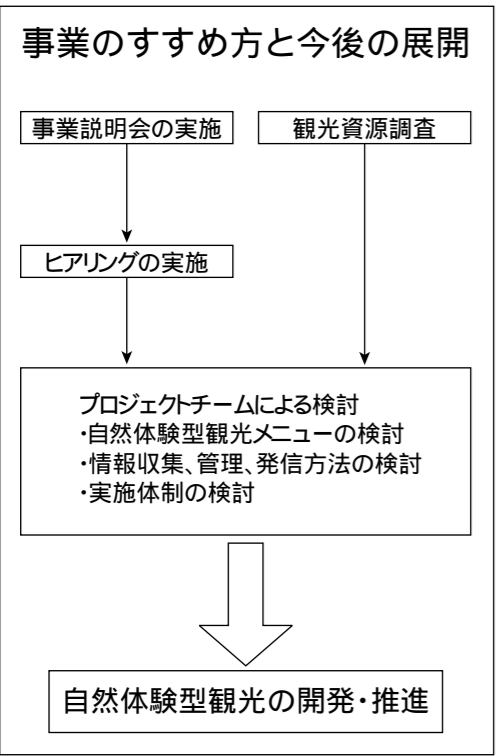
旭川地方司法局  
 全国人権擁護委員連合会および北海道人権擁護委員連合会では「女性に対する暴力をなくす運動」期間中(11月12日から25日まで)全国一斉に相談日を設け「女性の人権ホットライン」を通じて、女性の人権相談を行います。  
 夫・パートナーからの暴力や職場におけるセクシャル・ハラメント、ストーカー行為といった女性をめぐる各種の人権問題に関するお悩みがありましたらご相談ください。

相談日 11月20日(日)  
 時間 午前10時から午後5時  
 電話 53-7900(20日以外でも通じます) / 53-7911(20日のみの臨時回線)  
 担当者 人権擁護委員、法務局職員

## 自然体験型観光をすすめるため 地域再生マネージャー事業がスタートします!

町では、財団法人地域総合整備財団(ふるさと財団)の「地域再生マネージャー事業」の制度を利用して、自然体験型観光の開発推進のための事業をスタートさせます。  
 地域再生マネージャー事業とは、財団法人地域総合整備財団(ふるさと財団)が、市町村が行う地域再生を目的とした取り組みを応援するため、市町村で実施しようとする事業についての、具体的、実務的なノウハウを持つ企業や人材を紹介し、事業費用の一部について補助を行う制度です。

これは平成16年度から始まった制度で、本年は全国で10自治体が採択されました。  
 東川町での事業内容  
 町では、この制度を利用して、地域再生マネージャーの経験やノウハウ、客観的な視点を取り入れながら、町内に点在する観光資源を総合的に結び付けた、自然体験型観光の開発推進を行います。  
 自然体験型観光の開発推進にあたっては、町の観光の核とも



いえる大雪山国立公園を中心に、地域の人材や資源を活かした、ひがしかわオリジナルの自然体験型観光メニューの開発を行います。  
 また、これらが自立した産業として継続的に実施していただけるよう、大手旅行代理店によるツアー客の送り込みだけではなく、地域で活動する者が自ら受け入れやツアー実施を行うことができる受地主導型ツーリズムの構築を目指します。  
 東川町の地域再生マネージャーを紹介  
 東川町の地域再生マネージャーは早稲田エゴスレーション事業部の藤村望洋氏です。



藤村 望洋 氏

その他  
 相談は無料で予約は不要です。  
 当日は電話相談のみで面接相談は行っていません  
 お問い合わせ 旭川地方司法局 人権擁護課 ☎53-3943



### 旭川地方・家庭裁判所 家庭裁判所の成年後見の手続について

旭川地方・家庭裁判所  
 認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が不十分な方は、成年後見の手続ができます  
 成年後見の手続(後見開始の審判、保佐開始の審判、補助開始の審判)により、成年後見人等が選ばれます。  
 成年後見人等は、本人の気持ちを尊重し、かつ本人の心身の状態や生活状況に配慮しながら、契約などを代理し、財産を管理することによって、本人の権利を守ります。将来、自分の判断能力が低下した場合に備え、自分の選んだ人(法人を含む)に財産の管理や契約等を自分に代わって行うてもらうことをあらかじめ契約で決めておく、任意後見契約」の制度もあります。  
 (この制度については、公証役場にお問い合わせください。)  
 一般的な手続の流れ  
 手続相談 後見等開始の手続の流れや、申立てに必要な書類

等について説明します。  
 申立て 申立てには、申立書、申立手数料(1件につき800円)、登記印紙、郵便切手、戸籍謄本、住民票、成年後見に関する登記事項証明書、診断書などが必要  
 鑑定が必要となるケースでは、スムーズに手続を進めるために、申立ての時に鑑定料を予約していただくこともあります。  
 審問・調査・鑑定等  
 ・必要に応じ、裁判官または家庭裁判所調査官が事情を尋ねたり、問い合わせたりする場合もあります。  
 ・後見と保佐については、通常本人の判断能力について鑑定を行います。  
 審判(成年後見等の開始・成年後見人等の選任)  
 ・家庭裁判所は、最も適任と思われる方を成年後見人等に選任します。事情に応じて、弁護士、司法書士、社会福祉士等の第三者を成年後見人等に選任することもあります。  
 ・成年後見人等に対する報酬は、仕事の内容などを考慮して、家庭裁判所が定めることになって  
 います。  
 詳しくは、旭川家庭裁判所 ☎51-62511 にお問い合わせください。

### 預金保険制度

#### パイオフ本格実施!

平成17年4月以降、当座預金や利息の付かない普通預金は「決済用」として全額保護され、定期預金や利息の付く普通預金などは1金融機関につき預金者1人当たり元本1千万円までとその利息が保護されます。  
 具体的にどの預金が「決済用預金」に該当するか等の詳細は金融機関の窓口等にお問い合わせ下さい。

預金等保護の姿	
預金等の分類	平成17年4月から
決済用預金 当座預金・利息の付かない普通預金等	全額保護(恒久措置)
一般預金等 利息のつく普通預金・定期預金・元本補てんのある金銭委託(ビッグなど)等	合算して元本1,000万円までとその利息等を保護
外貨預金、元本補てんのない金銭委託(ビットなど)、金融債(保護預り専用商品以外)のもの等	保護対象外

お問い合わせ: 旭川財務事務所 ☎26-4151

### 聴かせてくださいみなさんの声!! まちづくりトーク21開催します。

自立したまちづくりを推進するために、これからの政策(課題)や施策および行政の情報を住民の皆さんへ明らかにして理解を得るとともに、地域の課題や住民の皆さんの要望や意見を聴いて行政へ反映させるため、今年のみちづくりトーク21を開催します。

- 開催日程(時間は各会場とも午後6時30分~)
- 11月18日(金)第1地区コミュニティセンター
  - 11月21日(月)第2地区コミュニティセンター
  - 11月22日(火)児童館
  - 11月24日(木)農村環境改善センター
  - 11月25日(金)西部地区コミュニティセンター
- 内容
- 住民の皆さんから意見をいただく行政からの提案 行財政改革について 地域コミュニティ推進の地域組織について
  - 住民の皆さんからの地域の課題、要望、意見など
- その他
- ・詳細は、行政区で回覧されます「行政情報」を通じてお知らせしています。
  - ・農村環境改善センター(24日)のみ託児を用意しております(要予約)
  - ・託児申込み・お問い合わせ 地域自治推進室広報広聴係 ☎82-2111